

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成30年第6回定例会)

- 1 期 日 平成30年6月27日(水)  
市庁舎3階大会議室  
開会時刻 午後1時30分  
閉会時刻 午後2時44分
- 2 出席委員
- |  |       |     |     |
|--|-------|-----|-----|
|  | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
|  | 委 員   | 古 本 | 敬 明 |
|  | 委 員   | 貞 廣 | 齋 子 |
|  | 委 員   | 赤 澤 | 智津子 |
|  | 委 員   | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- |               |     |     |
|---------------|-----|-----|
| 学校教育部長        | 櫻 井 | 健 之 |
| 生涯学習部長        | 齊 藤 | 勝 雄 |
| 学校教育部参事       | 小 澤 | 由 香 |
| 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 | 良 宣 |
| 学校教育部次長       | 天 田 | 正 弘 |
| 生涯学習部次長       | 岡 村 | みゆき |
| 学校教育部副参事      | 小 平 | 修   |
| 学校教育部副技監      | 江 口 | 浩 雄 |
| 学校教育部副参事      | 府 馬 | 一 雄 |
| 生涯学習部副参事      | 奥 井 | 良 和 |
| 教育総務課長        | 三 角 | 寿 人 |
| 指導課長          | 荒 井 | 英 治 |
| 総合教育センター所長    | 木 下 | 初 恵 |
| 生涯スポーツ課長      | 柴 野 | 文 明 |
| 青少年センター所長     | 渡 辺 | 雅 和 |
| 菊田公民館長        | 寄 主 | 義 之 |
| 大久保図書館長       | 岡 野 | 重 吾 |
| 学校教育部主幹       | 村 山 | 貴 弘 |
| 学校教育部主幹       | 田 中 | 憲一郎 |
| 学校教育部主幹       | 小野寺 | 良 夫 |
| 学校教育部主幹       | 齊 藤 | 洋 介 |
| 学校教育部主幹       | 青 野 | 孝 幸 |
| 学校教育部主幹       | 木 村 | 千桂子 |
| 生涯学習部主幹       | 藤 原 | 友 哉 |
| 生涯学習部主幹       | 中 村 | 裕 美 |
| 学校教育課主任管理主事   | 本 間 | 千佳子 |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 平成30年度学校基本調査の結果について
- (2) 第七中学校区に整備する市立こども園の進捗状況について
- (3) 臨時代理の報告について  
(習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について)
- (4) 臨時代理の報告について  
(習志野市社会教育委員の委嘱について)

### 第3 議決事項

- 議案第19号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について  
議案第20号 習志野市子どもの読書活動推進計画の策定に関する習志野市社会教育委員への諮問について

### 第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について  
平成30年7月25日(水)午後1時30分

### 第5 その他

## 5 会議内容

梓澤委員長が  
平成30年習志野市教育委員会第6回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が  
会議規則第15条の規定により、報告事項(3)及び(4)並びに議案第19号及び議案第20号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が  
本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が  
平成30年第5回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

### 報告事項(1) 平成30年度学校基本調査の結果について (教育総務課)

三角教育総務課長  
報告事項(1)「平成30年度学校基本調査の結果について」、報告する。学校基本調査は、文部科学省が全国の幼稚園から大学までの全ての学校を対象に、学校数、学級数、在学者数、教職員数などの学校教育に係る基本的事項について、5月1日を基準日として毎年実施してい

る。

はじめに、資料についてであるが、①は全体のまとめ、②から④は園児・児童生徒数及び学級数について、⑤については教職員数についてまとめている。本日は別にパワーポイントを作成しているので、それを使って説明する。

平成30年度の習志野市立幼稚園・こども園、小中学校、高等学校の学級数及び園児・児童生徒数について、報告する。幼稚園は、市立9幼稚園で22クラス、359人の園児が、こども園は、東習志野・杉の子・袖ヶ浦の3園の3・4・5歳児で20クラス、443人の園児が在園しており、併せて42クラス、802人の園児が在園している。昨年度と比較すると、幼稚園は学級数で3学級減、園児数で100人の減となっている。こども園では学級数の増減はなく、園児数は18人の減となっている。こども園の1号認定こども、4・5歳児の短時間児は平成30年度、16クラス、211人で昨年度と比べて9人の減となっている。また、2号認定こども、4・5歳児の長時間児、保育所保育児は、156人で11人減となっている。幼稚園とこども園の1号認定こどもをトータルで考えると、109人の減となっている。市立幼稚園・こども園の子どもの数が減っているが、統計の対象が市立・公立の施設となるため、公立幼稚園・こども園の子どもの数となっているため、市全体で見た場合、就学前の子どもについては、大体1歳あたり1,500人ほどで推移しており、この数字については民間幼稚園・保育園への入園による影響で減っているものと考えている。

次に、市立16小学校に在籍する児童数であるが、332クラス、8,989人で昨年度と比べて学級数で10クラスの増、児童数は144人の増となっている。なお、この学級数・児童数には43クラス、305人の特別支援学級の数を含んでいる。市立中学校7校の生徒数は、135クラス、4,029人であった。これは昨年度比、学級数の増減はなく、生徒数は103人の減となっている。なお、小学校と同じく学級数・生徒数には、19クラス、131人の特別支援学級の数を含んでいる。習志野高等学校の生徒数は、24クラス、957人となり、昨年度比、学級数の増減はなく、生徒数は3人の増となっている。各学校の詳細については、資料①、②に記載している。

習志野市立幼稚園・こども園、小中学校、高等学校の教職員数であるが、幼稚園とこども園で69人、小学校559人、中学校271人、高等学校79人で合計978人の教職員が在職しており、昨年度比23人の増となっている。

次に、近年及び今年度の変化について報告する。最近5年間の小学校の児童数・学級数の変化についてであるが、多少の増減のばらつきはあるが、昨年度そして今年度と増加傾向が続いている。全体では、平成26年度と比べ87名、約1%の増加となっている。また、特別支援学級は15人、約5.2%の増加となっている。全児童数に対する特別支援学級児童数の割合も微増傾向にある。

特別支援学級の設置は、市立小学校16校のうち、13校の学級数と児童数であるが、今年度は谷津小学校、屋敷小学校、秋津小学校に自閉症・情緒障がいに対応する特別支援学級を開設している。中学校の最近5年間の生徒数・学級数の変化であるが、多少の増減やばらつきはあるが、全体的には減少傾向が続いている。全体では、この5年間で162名、約3.9%の減少となる。特別支援学級は19人、約17%の増加となっている。また、全生徒数に対する特別支援学級生徒数の割合も上昇傾向にある。特別支援学級の設置校、市立中学校7校中、5校の学級数と生徒数は資料のとおりである。

今年度の特徴的な変化として、児童生徒数が大きく増加した学校を報告する。谷津小学校が79人、谷津南小学校が47人、実花小学校が66人、津田沼小学校が32人、第一中学校が27人の増加となっている。谷津小学校は、奏の杜地区の入居がだいぶ進み、終結に近いという段階まで来たことによる増加、谷津南小学校はバス通学児童が今年度143名と、昨年度の107名から増加したためと考えている。実花小学校は、大規模集合住宅、ユトロシアの通学区域の

弾力措置により、通学児童数が増加したためであると考えている。また、第一中学校については、谷津小学校、谷津南小学校と同様に奏の杜地区の入居が進み、中学校への入学があったためと捉えている。

昨年度と比べて、児童生徒数の減った学校は、開発の少ない実籾地区、国道14号以南の地域で、児童生徒数の減少傾向が伺える、と概要を説明

貞廣委員

2点、質問がある。1点目は、主幹教諭について質問する。千葉県は全国的に見ても、主幹教諭の配置が非常に少なく、あまり増えていかない傾向にある。ただ、その一方で機動的・組織的に対応するためには、主幹教諭の配置は必要と全国的に言われている。数を見ると、小・中学校共に3分の1程度の学校にしか配置されていない。今後、特定の学校が大きくなっていく中で、主幹教諭の配置を方針としてどのように考えているのか、と質問

天田学校教育部次長

主幹教諭の配置であるが、学校を組織的に経営するために必要であると捉えている。ただ、選考がある関係で、希望者や該当する者に、選考を受けてその責任を担ってくれないかというようなことを学校の中や教育委員会と校長が話をしながら受験を勧めているが、なかなか進んでいないという実態もあることが、この数字から理解していただけたらと思う。必要なものとは捉えている、と回答

貞廣委員

受験をしないというのは、多忙ということが背景にあるのか。そうであるなら、何らかの形でぜひ、教育委員会でサポートし、組織的な学校のあり方が進行するよう配慮してほしい、と要望

天田学校教育部次長

受験してもらえないということではない。勧めているところであるが、なかなか該当者が増えていかないところである。多忙という話があったが、それは主幹教諭に限らず、それぞれの仕事を責任を持って果たすゆえに、忙しい部分はそれなりにはあると捉えている。それに関して、教育委員会も学校と相談しながら働き方に関しても考えていかなければならないと捉えている、と回答

貞廣委員

もう1点、特別支援学級について質問する。個人的な意見になるが、公教育の役割の大変大切な柱の1つが、この特別な配慮が必要な子どもたちに、いかに適切に学校が対応し、健やかな育ちを保障するかであると思っている。それは、市全体でもそのように考えている方がたくさんいて、それゆえに市議会でも特別支援教育に関わる質問が多く出ていると考える。そこで質問であるが、例えば自閉症・情緒に対応する学級がいくつかの学校で増えたという話があったが、この数と種類の配置がニーズとマッチしていることが大切であると思う。このニーズの把握と種類と数と配置の決定は、教育委員会で行われているのか。もちろん、県の教育委員会との兼ね合いもあるので市だけではできないと思うが、やはり一番現場に近いところにいる市の教育委員会が、どのようにニーズを把握して、必要な種類と数、配置を考えているのか、もし課題があるとするならば、その課題について教えてほしい、と質問

荒井指導課長

指摘いただいた部分であるが、現在、平成30年度までの整備計画が今年で終わるところである。平成31年度から平成33年度までの整備計画は立っており、それに合わせて進めている。質問のニーズと配置であるが、アンケートまたは教育支援委員会で各学校から上がってきた子どもたちの状況を見て、どこに配置が必要なのか、まだ少し様子を見るべきといった話をする会議を繰り返しながら、現状を把握している。早速、6月29日の金曜日に、今後の整備計画について説明会を市庁舎で行う予定である。課題については、習志野市のどこに住んでいても同じように等しく教育を受けられるということであり、そのことを考え、今、整備計画を進めているところである。また、今後これから整備計画を進めていくということが現在の課題ということになると考えている、と回答

貞廣委員

ぜひ、機会均等の原則に照らし、全ての子どもたちが適切な教育を受けられるようにしてほしい。そしてもう一つ付言すると、3年間の計画を立てたということだが、3年分立てたから3年間見直さないということではなく、当然行っているとは思いますが、きめ細やかに方向性を見直しや少し上手くいかなかったことがあれば、原点に帰って特にきめ細やかに対応してほしい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

## 報告事項(2) 第七中学校区に整備する市立こども園の進捗状況について (学校教育課)

齊藤学校教育部主幹

報告事項(2)は、「第七中学校区に整備する市立こども園の進捗状況について」、前回に引き続き報告するものである。

1点目については、こども園の名称についてである。このことについては、5月に開催した秋津幼稚園の保護者との意見交換会において、広く小学生からも名称を募ってほしいとの要望があった。各幼稚園長及びPTA執行部等の了承を得ながら、秋津・香澄両幼稚園の園児、また、両小学校の児童より名称について公募するとしたものである。スケジュールについては、資料に記載のとおりで、夏休みに入る前に決定したいと考えている。

続いて、2点目はこども園の教育・保育目標及び経営方針についてである。これについては、秋津・香澄両幼稚園、杉の子こども園の教育保育目標を参考に、第七中学校区こども園準備委員会で検討を重ね、検討した。準備委員会の委員としては、秋津・香澄両幼稚園の教頭、幼稚園園長会長、地域である秋津保育所長、こども部主幹、指導課指導主事等が関わり、また、秋津・香澄幼稚園の園長にも相談・報告を行いながら、「明るく元気な子、笑顔いっぱい」、「思いやりのある子、やさしいいっぱい」、「考える子、やる気いっぱい、チャレンジいっぱい」を教育・保育目標としたものである。

続いて、3点目は分室と集団教育の確保についてである。この件については、保護者の意向を確認しながら検討してきたが、新たにできるこども園と連携を図ることで集団教育について最大限配慮ができるかと判断し、平成31年度に限った分室設置について、これを前提に検討を進めているところである。本日は、来月7月に開催予定の保護者との意見交換会において提示する、新たなこども園と分室との交流等の案について報告する。まず、交流の回数についてであるが、分室に残る子どもたちの体力や環境の変化等を考慮し、1学期は無理なく交流ができるように、

週2、3回程度の交流を図り、2学期以降については、行事を経験する中でクラスの友達と同じ目標に向かって取り組む喜びや充実感を味わう育ちがあることから、交流回数を増やし、こども園での生活を充実させていきたいと考えている。次に、移動手段についてであるが、総合福祉センターと香澄小学校のバス停間について、ハッピーバスを利用していきたいと考えている。行事については、資料のとおりである。

最後に4点目の途中入園児の扱いについては、平成30年度現秋津幼稚園4歳児の希望者のみで、分室での保育を行う方向で進めており、途中入園児については、新たに設置されるこども園での受け入れとしたいと考えている。給食及び幼保小関係研修については、資料に記載のとおりである。

分室については、今回示した内容をベースに今後も秋津幼稚園の保護者との意見交換を通じ、詳細について検討を進めていきたいと考えている、と概要を説明

教育長

この件については、私からも話をする。子どもたちの学校生活は、やはり一週間のリズムをどうするかということが非常に重要であると思う。月曜日はどのような計画にするか、火曜日はどうする、水曜日はどうする、木曜日はどうする、金曜日はどうする、と交流する日がある日によって決定するのではなく、週行事の中できちんと決めることが大切だと思う。子どもたちに一週間のリズムをしっかりと教えることは重要であると思うので、利用するバスについてもできれば時間を決めるべきであると思うので、考えてほしい、と発言

齊藤学校教育部主幹

今の意見も含め、具体的に検討していく、と発言

梓澤委員長

第七中学校区の整備の進捗については、おおむね理解した。この整備については議会でも質疑があったが、確認をする意味で何点か質問する。こども園の名称についてであるが、応募期間が6月19日から6月29日午後3時までということで既に始まっているが、どのような文書が配布されているのか。また、その文書は誰からの発信になっているのか。苦言を呈するようだが、本来は事前に、例えば教育委員に報告があればと思う。まずは、そこを説明してほしい、と質問

齊藤学校教育部主幹

文書を確認する、と回答

梓澤委員長

その他に、「分室と集団教育の確保について」で、7月上旬に保護者と意見交換を行うということであるが、教育委員会からは誰が出席するのか。また、保護者以外の方は参加できないのか。それと、議事録を含めて意見交換会の内容は公開されるのか、以上3点についても教えてほしい、と質問

齊藤学校教育部主幹

まず、説明会の参加者については、現4歳児の保護者のみを予定している。市からの出席者は、こども政策課長、こども保育課長、こども政策課係長、指導主事、管理主事、こども部主幹を予定している。議事録の公開については、これまで何度か意見交換会を行ってきており、教育

委員会会議で報告をしているが、特にホームページ等での議事録の公開は行っていない状況である。考え方としては、保護者のみの参加のため、議事録の公開は行わないということで進めている、と回答

梓澤委員長

誰もが理解するためにも、今まで以上に細かなところまで気を配っていただき、案を練ってほしい。また、意見交換会で資料が配布されるようであれば、教育委員にも事前に提供していただき、必要であれば説明してほしい、と要望

齊藤学校教育部主幹

資料が整い次第、提供する、と回答

小澤学校教育部参事

できるだけ公開できるものについては、当然、示していく。名称については、前回の教育委員会会議で若干触れたかと思うが、保護者の意向に従って小学生も含めて案を出してもらい、最終的には当該施設の保護者と子どもの投票ということで、子どもたちを主体として名称を決定する。このことについては、まちづくり会議でも同じように説明したところであるが、確かに教育委員の皆様具体的に説明してから行動するべきだったと考えている。今日の説明をもって、次の意見交換会に臨むため、基本的には資料自体は同内容である。順番としては、委員長の言ったとおり教育委員会に説明した後に、意見交換会という形でできる限り臨みたいと思う。ただ、こども園は設置することが決定したため、後は具体的な教育・保育内容、それから分室の教育の保証の検討に入っている。今後はできるだけ示しながら進めて行く、と回答

齊藤学校教育部主幹

先ほど保留していた第七中学区のこども園の名称の募集についての文書であるが、まず、こども保育課長名で香澄幼稚園長及び香澄小学校長、秋津幼稚園長及び秋津小学校長宛に「こども園名称の募集について」という文書を出している。それを受けた上で、児童・園児に対して募集の文書、「こども園の名前大募集」という形で出して募集している、と回答

梓澤委員長

そのような細かい心配りをお願いしたい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成30年7月25日(水)午後1時30分に決定された。

<報告事項(3)及び(4)並びに議案第19号及び議案第20号については非公開。

ただし、議案第20号については、平成30年7月6日をもって  
社会教育委員会議に諮問したため、会議録を公開する>

**報告事項(3) 臨時代理の報告について(習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について)** (指導課)

荒井指導課長

臨時代理の報告について(習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について)、概要を説明

報告事項(3)は了承された。

**報告事項(4) 臨時代理の報告について(習志野市社会教育委員の委嘱について)** (社会教育課)

奥井生涯学習部副参事

臨時代理の報告について(習志野市社会教育委員の委嘱について)、概要を説明

報告事項(4)は了承された。

**議案第19号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について** (教育総務課)

三角教育総務課長

習志野市通学区域審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第19号は原案どおり可決された。

**議案第20号 習志野市子どもの読書活動推進計画の策定に関する習志野市社会教育委員への諮問について** (社会教育課)

藤原生涯学習部主幹

議案第20号は、「習志野市子どもの読書活動推進計画の策定に関する習志野市社会教育委員への諮問について」である。

習志野市子どもの読書活動推進計画については、現在、関係部署による検討委員会及び作業部会を設置し、年度内に策定すべく取り組んでいるところである。このたび、計画の基本的な考え方として、基本目標と基本方針の案をまとめたので、その内容と方向性について社会教育委員から意見をいただくため、社会教育法第17条第1項第2号の規定により、諮問しようとするものである。それに先駆け、本日、教育委員の皆様から意見をいただきたいと思う。

資料1枚目は、社会教育委員長への諮問書となる。「習志野市子どもの読書活動推進計画の策定について(諮問)」ということで、社会教育法第17条第1項第2号の規定により、「習志野市子どもの読書活動推進計画」の策定について、社会教育委員の意見を求める。諮問事項としては、「習志野市子どもの読書活動推進計画」の策定について、計画策定の趣旨は、近年、インタ

ーネットやスマートフォン等の情報メディアが急速に普及し、生活環境の変化や価値観の多様化による「読書離れ」、「活字離れ」が進んでおり、子どもたちの生活環境も急速に変化している。そこで、習志野市の未来を担う子どもたちの読書活動をより推進していくことを目的に、「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定する、というものである。

次に、習志野市子どもの読書活動推進計画の概要について、説明する。まずは、国、千葉県、本市の状況である。国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、子どもの読書活動の推進に関する国及び地方公共団体の責務等を明記し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進している。このような中、平成14年8月には、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、本年4月、「第四次計画」を策定している。また、文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的に、平成17年に「文字・活字文化振興法」を制定しているところである。

次に、千葉県の状況である。法律と国の計画を受け、平成15年3月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定している。その後、平成22年に「第二次計画」を、平成27年3月には子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる読書県『ちば』の推進を基本理念とする「第三次計画」を策定している状況である。

次に、本市の状況である。本市では、平成16年4月に「習志野市読書活動推進計画」を策定し、乳幼児から大人までの市民が、自主的に読書活動が推進できる環境を整備するという一方で、読書活動の推進に取り組んでいるところである。

本計画策定の背景であるが、近年、インターネットやスマートフォン等の情報メディアが急速に普及し、社会に多くの情報が氾濫する中、生活環境の変化、価値観の多様化による「読書離れ」、「活字離れ」が懸念されている。また、子どもたちの生活環境もテレビの他、携帯ゲーム機、パソコン、スマートフォンなど、新しいメディアの登場によって急速に変化している。このような中、子ども時代の読書については、一人ひとりの知的・情緒的・精神的発達の上で非常に大きな役割を果たしていること、子どもが健やかに成長していくために欠かせないものであると考えている。そのようなことから、習志野市の子どもが、未来を担う子どもたちの読書活動を推進することを目的に、「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定していきたいと考えている。

本計画の対象であるが、「おおむね18歳以下の子ども」と併せて、子どもの読書活動に大きな影響を与える保護者や教育・福祉・保健関係者などを対象としていきたいと考えている。やはり、子どもの読書活動を推進していくためには、その周りにいて、子どもたちの生活環境に大きな影響力を持つ大人に対する取組が重要であると考えている。計画の位置付けであるが、先ほど説明した国や県の計画の方向性や内容等を踏まえた計画としていきたいと考えている。

今回、子どもの読書活動推進計画の策定に活かすべく、現在の計画である「習志野市読書活動推進計画」における主な取組とその成果、達成状況を整理する中で、課題を洗い出し、それらを踏まえた検討事項をまとめている。基本的方針1の「市民が読書に親しむ機会の提供と充実」の主な取組としては、4か月健康相談時に絵本やコットンバックを配布しているブックスタート事業や学校図書館全体計画の策定などに取り組んでいる。それらからの検討事項としては、質の高い児童書の拡充や子どもの読書活動に大きな影響を与える保護者への啓発、学校図書館の活性化のための学校司書の増員などが挙げられている。次に、基本的方針2の「地域・学校における読書環境の整備・充実」の主な取組としては、誕生記念図書館カードの配布や小学校への朝の読書用図書セットの貸し出し、また、学校図書館管理システムの導入、全小中学校への司書教諭の配置などに取り組んでいる。それを受けての検討事項としては、誕生記念図書館カードを活用してもらうための啓発活動や学校と図書館の連携強化、学校図書室の蔵書の確実な入

替えなどであると考えている。次に、基本的方針3の「読書活動に関する理解と関心の普及」である。主な取組としては、学年別ブックリストや図書館報での司書が薦める本の紹介等を行っている。検討としては、保護者や子どもの周辺にいる方への子どもの読書活動の意義の周知、子どもの読書活動の推進に結び付ける取組というところに必要性を感じている。基本的方針4の「読書活動推進体制の整備」では、図書館や学校、公民館が連携して読書活動の推進に取り組んでいるが、各施策を効果的に実現するために、さらに連携し、一体的に取り組んでいくことと、計画の進捗状況の把握や検証、評価を行う仕組みづくりが検討事項と考えている。

これまで説明した国、県、本市の状況、社会環境、生活環境の変化、現在の計画における取組を踏まえ、今回子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方をまとめた。

基本目標として、習志野市の全ての子どもが、あらゆる機会、あらゆる場所において、自主的に読書活動を行えるようになるためには、子どもが生活を過ごす「家族」・「学校」・「地域」等がそれぞれの読書活動を整備するとともに、そこにいる大人が子どもの読書活動への理解を深め、それぞれの年齢の子どもに適した本を薦めるなど、橋渡しをすることが必要であると考えている。そこで、本計画では仮であるが、「子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」を基本目標に掲げ、各種施策を推進していきたいと考えている。

次に、基本方針であるが、基本目標の実現に向けて以下の4つの基本方針を掲げ、「家庭」、「地域」、「学校、保育所、幼稚園、こども園」、「図書館」が連携して、様々な施策に取り組む。また、計画の達成度を計るための指標として、読書が好きな子どもや保護者の割合、普段の1日あたりの読書時間、図書館や学校図書室等の利用回数等を設定し、これらの推進、達成度を計っていく。基本方針1つ目は、「子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」、2つ目は「地域や学校等における読書環境の充実」、3つ目は、「子どもの読書活動への理解や関心の普及」、4つ目は「読書活動の推進体制の整備」ということを掲げ、具体的な内容を詰めていく。

以上が、本計画の策定にあたっての基本的な考え方となり、この内容、方向性を社会教育委員の皆様にし、意見、答申をいただきたいと考えている。

最後に、今後のスケジュールである。本日、教育委員の皆様と話し、了承いただけた場合、7月6日に開催を予定している平成30年度第1回社会教育委員会議において諮問したいと考えている。計画の具体的な内容を各委員に示せていないが、現在、庁内の検討委員会と作業部会で素案を作成しているところである。今後、7月、8月をはじめ、逐次、教育委員会会議、社会教育委員会議に示しながら、各委員の皆様にご意見をいただいきたいと考えている。その後、意見を反映し素案を詰める中で、庁内や関係機関からも意見を聴取し、パブリックコメントを9月、10月を目途に実施したいと考えている。その後、パブリックコメントの意見を踏まえ最終案を作成し、最終的には、今年度中に教育委員会会議で議決をいただき、計画決定をしたいと考えている、と概要を説明

#### 古本委員

非常に良いことだと思うが、いくつか質問させてほしい。今回子どもが対象ということなので、その場合、幼稚園や小学校・中学校となってくると思う。子どもたちが本に触れるのは、時間があつた時代は、おそらく本屋や学校図書館に行ったと思うが、昨今の子どもたちの忙しい状況を見ると、今の子どもたちが普通の図書館に行くのは、なかなか厳しいように思える。もう少し大きくなって自分で動けるようになれば、もう少し機会があると思うが、すぐに本に触れ合えるのは学校の図書館であると思う。現在の学校図書館の本を集める方針や、学校司書の配置の計画をどのように決め、現状はどうなっているか教えてほしい、と質問

荒井指導課長

学校司書については、現在2校に1名配置している。やはり、他市の状況を見て考えると大体1校に1名いるので、本市としてはこれからぜひ増やしていきたいと考えているが、現状、特段の不都合は生じていない、と回答

古本委員

学校司書に関して言えば、現状は周りの市と比べて劣っているということか。そうであれば、当然のことながら、このような計画を作る中で、しっかりとした案として人を増やしていくことを表に出すべきではないかと思う。さらに、図書館の中の充実度は今どうなっているのか。もしくは、このように本を集めていくといったプランを教えてほしい、と質問

荒井指導課長

現在、学校図書については100%を超える蔵書の充足率になっている。ただ、廃棄すべきものや新しいものをどれくらい入れるかということについては、学校司書と学校側が協議をしながら進めている、と回答

古本委員

やはり、司書が半分しかいない状況だと、その機会も他市と比べると半分になっており、劣っていると考えなければならないと思う。それについて、改善をしていく計画などはどうなっているのか、と質問

荒井指導課長

昨年度、学校司書を1名増員した。今年度も1名、2名と増やしていきたいところだが、外国語教育との関連もあり、なかなか学校司書の増員までいかないところもあるので、その辺を精査しながら進めて行きたいと考えている、と回答

古本委員

人が増えていることは当然知っているのですが、ぜひこの調子で進めて行ってほしい。やはり、他市に劣らない、他市に胸を張っていけるような計画を立ててほしい。ここまでこだわるのは、本というのはなぜ読まなくなってきたかということ、おそらく子どもと本の接点が薄くなってきているからだと思う。それは、簡単に携帯電話、スマートフォン、テレビが横にある中で本との距離は離れていて、携帯電話は横にあるが、本はわざわざ図書館などに行かなければならない。もしくは、娯楽が無かった時代は、暇があったら本屋で立ち読みをしたり、保護者に連れられて、または自分で行動力があれば図書館に行ったりする中で、そこまでしなくても色々なものに触れていると思う。ただ、選択されている情報であるため、図書館というものは子どもたちにとって、こんな世界、知らない世界がある、という選択肢を教える場所、自分で拓いていく場所でもあるため、機会を与えるのが重要であると思う。逆に、全員とは思わないが、本を読みなさいと言うと本を嫌いになると思う。機会を与えることと強制することは別であると思うので、やはり、良書に子どもたちが無理なく触れられるような環境を整備することが大切であると思う。そのような視点で計画を進めてほしい、と要望

貞廣委員

古本委員の意見にもあったが、想定している子どもは幼稚園・小学校・中学校という話があっ

た。通常の自治体であればそれで良いかもしれないが、習志野市は市立高校を持っているので、高校生の姿が基本的方針の中に見えてほしいと思う。現状、高校生をターゲットとしていることが見えないように感じる。前に、教育委員会会議の別の議題の中で話したかもしれないが、読書の問題で一番問題となっていることは、実は高校生の不読率である。幼稚園・小学校の低学年の子どもは良質な絵本を読むし、小学校・中学校では読書活動をしているため、それなりに読んでいるが、高校生になると急に読まなくなる。これは、生活習慣の問題に加え、本学の幼児教育の専門の方が良く言うが、実は日本だけでなく世界的にも、良質な絵本や小学生くらいが読む児童書、大人が読む優れた本はあるが、ヤングアダルトと言われる中学校2、3年生から高校生くらいまでが面白いと思って読むような本はとても不足しており、司書のような専門性を持っている方が相当程度、戦略的に選書し、読書に繋げていくようにしないと、読書率を上げるのは日本だけでなく世界的にもとても難しいと言われている。まさに、そこで読書活動が途切れてしまい、本に戻ってくる子もいれば一生戻ってこない子もいる。とても難しい試みだと思うが、習志野市は市立高校があるからというだけでなく、図書館を利用する高校生も居住していることもあるので、ぜひ、市立高校があることを強みにし、図書館等で意欲的な試みをしてほしい。この件は、おそらくこの自治体、どの国でも困っていることだと思うので、何かパイロットプログラムですごく優れた試みがあれば、それは政策的に参照される試みにもなると思うので、ぜひよろしくお願ひしたい、と要望

#### 教育長

たしかに、貞廣委員の言ったとおりである。本を読む子が随分少なくなっているが、新聞を読まない子も多いと言われている。本市の小・中学校、高等学校には、新聞社から新聞を広げて読む台を寄付していただき、それぞれの学校に配布されているため、図書室もしっかりと本や新聞紙を整理し、読む環境を作ろうということで校長と話し、少し変わってきたかと思う。小学校も中学校も、確かに司書にいてもらわなければいけないと思うし、色々思うところはあるが、予算とのバランスもあるので検討しているところである。徐々にやってきているので、理解していただきたい、と発言

#### 藤原生涯学習部主幹

高校生の不読率は、確かに非常に問題となっている。本市には市立習志野高等学校があるので、今回の計画策定にあたって一度習志野高校の生徒にどれくらい読書をしているかというアンケートを取り、その辺を探りながら進めてきたいと考えている、と回答

#### 古本委員

高校生が本を読まないのは、おそらく環境のせいであると思う。なぜかというと、高校生はちょうど色々多感な時期で悩みなどあるし、人生の選択で非常に重要な時期である。そのため、色々な良い本があると思う。しかし、それを知る機会がない。高校時代に読んでおけばよかった、もしくは大学1年生の時に読んでおけばよかった、という本がたくさんあるにも関わらず、それが分からない。自分だけが悩んでいるのではないかと思っている時に本を読み、この主人公も悩んでいるんだな、となると孤独ではなくなったり、みんな通っている道だと思ったりする。こんな答えがあるんだなと知る機会を、知っている親や大人が教えてあげられたらと思う。高校の司書がどのような状態かは分からないが、このことで悩んでいる君たちはこの本を読むと良いよ、というようなアドバイスがあるだけでも、多感な子どもたちに機会を与えることになるのではないかと思う。高校生が読まないのは、そのような本があることを周りが教えていないだけではないかと思

うので、環境もあると思うが、ぜひそのような機会を増やしていくことについても考えてほしい、と要望

櫻井学校教育部長

この件については社会教育委員会議に諮問するが、貞廣委員、古本委員からいただいた意見等も説明しながら、社会教育委員会議において意見をいただけたらと思う。その後、計画を策定し、教育委員会会議に最終案として諮るので、その時にまた意見をいただいて、良いものができればと考えている、と発言

梓澤委員長

策定をこれから行うという諮問であることを理解した。この計画については、議会で布施議員も策定を求めているので、しっかりと進めていってほしいと思う。2点ほど質問がある。1点目は、社会教育課が今回説明しているが、子どもということであれば、学校教育部も策定に主体的に関わるという理解でよいか。2点目は、計画の対象を「おおむね18歳以下の子ども」としているが、18歳を成人することとなった場合の整理はできているのか、と質問

藤原生涯学習部主幹

まず、1点目であるが、今回の計画の策定にあたって、庁内関係各所で検討委員会、作業部会を立ち上げている。その中に、学校教育課や指導課、また、公民館、図書館、子どもということでこども保育課、障がいのある子どももいるため、障がい福祉課などがメンバーにいる。このような計画は学校の体制も必要であるので、学校の意見も聞きながら一緒に作りたいと考えている。計画の対象については、成人年齢が18歳となるが、高校生は18歳まで在学しているので、高校生までということでは今のところはおおむね18歳も子どもとし、計画の対象としている、と回答

梓澤委員長

18歳未満ではなく、18歳以下の子どもになるということか、と質問

藤原生涯学習部主幹

そうである、と回答

岡野大久保図書館長

少し補足で説明する。本市で作ろうとしている「習志野市子どもの読書活動推進計画」については、元々国の法律である「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年に策定されており、各自自治体で「子どもの読書活動の推進計画」を策定するよう定められている。この「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、対象年齢がおおむね18歳以下の者と規定されているため、本市の計画についても対象を18歳以下の子どもと定めた経過がある、と回答

梓澤委員長

よく理解できた。学校も主体的に関わり、きちんと整理して取り組んでほしい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案どおり可決された。

梓澤委員長が

平成30年習志野市教育委員会第6回定例会の閉会を宣言